

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」を経営理念に掲げ、企業価値の向上に取り組んでおり、持続的な企業価値の最大化を実現するうえで、コーポレートガバナンスの徹底を経営課題として位置付けております。当社グループは、従業員、顧客、取引先、株主、地域社会等あらゆるステークホルダーの立場と利益を尊重し、法令・倫理の遵守を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

当社は、現在の事業規模・人数規模を踏まえて、企業年金の資産運用をしておりません。

< 補充原則3-1 >

当社グループでは、非財務情報を含めた情報開示の重要性を認識し、積極的な開示に努めております。統合報告書を通じ、サステナビリティについての取り組みとして、当社の経営戦略の実現に向けて重要な人的資本に対する投資・取り組みを紹介しております。また、当社ではTCFD提言への賛同を表明しており、「CDP気候変動質問書2023」への回答も行ってあります。今後気候変動に関わるリスク及び機会を特定したうえでそれらに対応する経営体制について、適切かつ積極的な情報開示を進めてまいります。

< 補充原則4-2 >

当社グループは、サステナビリティを巡る取組みについての重要性を認識し、6つのマテリアリティ(重要課題)を特定しており、それぞれマテリアリティオーナーとして役員を任命し、マテリアリティの達成を通じて"Ateam Purpose"の実現及び持続可能な社会実現を目指してまいります。

< 補充原則4-3 >

当社は現時点において、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役社長の選解任が最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社外取締役4名が参加している取締役会において、解任を決定することとしております。

< 補充原則4-10 >

当社は、独立した指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、個人別の報酬額の決定にあたっては、客観性・透明性ある手続に従った報酬制度設計としております。

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は代表取締役社長が検討する個人別報酬額に対して、社外取締役及び監査等委員である取締役による諮問を受けた上で、社外取締役は代表取締役社長、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を取締役会にて、監査等委員である取締役は、代表取締役社長、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を監査等委員会にて、それぞれ最終決定しております。また、取締役の指名などの重要な事項に関する検討にあたっても独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。今後、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の独立性・客観性、説明責任に問題が生じる可能性が出てきたと判断される場合、独立した指名委員会・報酬委員会の設置を検討してまいります。

< 補充原則4-11 >

当社取締役会は、他社での経営経験を有する者や財務・会計・法務に深い知識を有する社外取締役を含め、多様な見識・経験を有する取締役により構成されておりますが、今後の事業規模の拡大を見据え、あらためて取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方を定めたいと、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化し、開示するよう努めてまいります。

< 原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表 >

当社では、自社の資本コストを念頭に、事業計画並びに投資方針、事業ポートフォリオの見直しについて検討を行い、決算説明資料等を通じ、方針を公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4 政策保有株式>

当社グループは、現時点で政策保有株式として上場株式を保有した事実がありません。政策保有株式については、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

保有の意義が認められる場合とは、発行会社との企業連携・業務提携や事業シナジー、良好な関係性構築及び事業の円滑な推進を図るため、発行会社からの保有要請を受けた場合、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合です。

保有する株式については、個別銘柄毎に、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有する方針です。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社は、取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を「取締役会規程」に定めております。また、当社役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、さらに、当社役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を、調査書に基づき毎期末に当事業年度中の取引状況について確認しております。

このほか、主要株主や子会社・関連会社等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、「取締役会規程」に基づき社内承認手続きを実施することとしております。

<補充原則2-4 >

当社グループの女性社員の比率は44.8%、女性管理職比率は29.6%であります。(役員、アルバイト除く)子育てと仕事の両立支援に関しては、ファミリーサポート制度と称して、従来からの育児休業や短時間勤務に加え、男性社員向けにも、配偶者の出産に伴う特別有給休暇制度を拡充しております。また、短時間勤務が可能な年数を増やす等、女性が安心して仕事ができる環境作りを推進しております。また、当社グループの外国籍人材の比率は4.4%、外国籍人材の管理職比率は2.8%であり、中途採用による入社者の比率は72.5%、中途入社者の管理職比率は73.1%であります。各種人数比率は、いずれも2023年7月31日時点

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、現在の事業規模・人数規模を踏まえて、企業年金の資産運用をしておりません。

<原則3-1 情報開示の充実>

()経営理念は当社コーポレートサイト、決算説明資料、株主総会招集通知等に開示しております。中長期的な展望は決算説明資料にて四半期毎に開示しております。

()コーポレートガバナンスの基本的な考え方を当社コーポレートサイトに開示しており、基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書に記載しております。

()取締役の報酬は当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び企業価値向上へのインセンティブとして機能することを旨とし、各取締役の担当する役割により異なる報酬構成となっております。

a)取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成しており、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は「基本報酬」のみで構成しております。

b)「基本報酬」は各取締役の職責に相応しい報酬額を反映し、株主総会において決議された範囲内で報酬額を決定しております。基本報酬は、当該役員の業務遂行全般への対価であることから、取締役選任時に年俸額を決定し、その12分の1の額を毎月支給しております。

c)「業績連動報酬」は、当社業績を適切に反映したうえで、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)による当社株式保有を促進する手段として「BIP信託」を導入しております。BIP信託の支給有無及び支給株式数は、企業価値を反映する指標である「当社グループ連結の当期純利益」の予算達成率に応じて決定しております。業績連動報酬は、当該年度の事業成果への対価であり、事業年度終了後2ヶ月以内に支給有無を判定し、年1回支給しております。

()取締役会が取締役候補の指名を行うにあたっては、「役員規程」において資格要件のガイドラインを設け、要件を満たす候補者を取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。また、当社の「役員規程」に抵触する不正または背任行為があった場合には、取締役会で辞任勧告し、株主総会で解任することができます。

()新任・再任にかかわらず、取締役候補者の選任・解任理由を株主総会招集通知にて開示してまいります。

<補充原則3-1 >

当社グループでは、非財務情報を含めた情報開示の重要性を認識し、積極的な開示に努めております。統合報告書を通じ、サステナビリティについての取り組みとして、当社の経営戦略の実現に向けて重要な人的資本に対する投資・取り組みを紹介しております。また、当社ではTCFD提言への賛同を表明しており、「CDP気候変動質問書2023」への回答も行っております。今後気候変動に関わるリスク及び機会を特定したうえでそれらに対応する経営体制について、適切且つ積極的な情報開示を進めてまいります。

<補充原則4-1 >

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「決裁規程」を定め、代表取締役社長に対し、決定・決裁権の委任範囲を明確にしています。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の社外役員の独立性については、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断し、今後実質面において担保することを主眼に置いた独立性判断をしております。また、社外取締役の選任にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

<補充原則4-10 >

当社は、独立した指名委員会・報酬委員会を設置していませんが、個人別の報酬額の決定にあたっては、客観性・透明性ある手続に従った報酬制度設計としております。

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は代表取締役社長が検討する個人別報酬額に対して、社外取締役及び監査等委員である取締役による諮問を受けた上で、社外取締役は代表取締役社長、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を取締役会にて、監査等委員である取締役は、代表取締役社長、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を監査等委員会にて、それぞれ最終決定しております。また、取締役の指名などの重要な事項に関する検討にあたっては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。今後、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の独立性・客観性・説明責任に問題が生じる可能性が出てきたと判断される場合、独立した指名委員会・報酬委員会の設置を検討してまいります。

< 補充原則4-11 >

当社取締役会は、他社での経営経験を有する者や財務・会計・法務に深い知識を有する社外取締役を含め、多様な見識・経験を有する取締役に
より構成されておりますが、今後の事業規模の拡大を見据え、あらためて取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考
え方を定めたくうえで、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化し、開示するよう努めてまいります。

< 補充原則4-11 >

社外取締役を含む取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その数を合理的な範囲にとどめるとし、その状況は、株主総会招集通
知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

< 補充原則4-11 >

当社取締役会は、毎年期末に各取締役の自己評価及び取締役会の実効性についての評価をアンケート形式で実施し、その結果について評価・
分析を行う体制を構築しており、その結果の概要を招集通知にて開示しております。

< 補充原則4-14 >

社外取締役を含む取締役は、就任時において取締役に求められる役割・責務(法的責任を含む)を十分に理解するために、必要に応じ適宜研修
を行っております。また、就任後も当社を取り巻く事業環境の変化に応じて適宜トレーニングを実施し、必要に応じて外部研修機関も活用し、その
費用は会社負担としています。

< 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社のIR活動は、代表取締役社長をトップとし、社長直轄である社長室をIR担当部署として、専任担当を設置しており、社長室長がIR責任者を務
めております。

株主様との対話については、電話・メールでのお問い合わせは社長室のIR担当者が対応し、四半期ごとの個別面談は社長室長がメインスピー
カーとして対応しております。通期決算後の投資家面談は、社長室長同席のもと、代表取締役社長がメインスピーカーとして対応しております。
対話実績については、2023年7月期において、株主・投資家の皆様からのお問い合わせや個別面談の依頼に応じるだけでなく、新規の株主様を
増やすべく、当社からも積極的に証券会社・投資家の皆様へ個別の面談を依頼させていただき、対話機会の創出をはかりました。その結果、証券
会社様との面談件数は昨年同期比で53%の増加となりました。

株主様との対話内容については、現状、決算発表内容に関する質疑応答が主な対話内容となっておりますが、2023年9月8日の決算発表及び20
23年10月13日の「上場維持基準適合に向けた計画の進捗状況及び計画内容の一部変更について」にて開示している通り、今後は、中期的な成
長戦略に関して株主様との対話を推進してまいります。

株主様との対話状況・内容については、経営会議にてフィードバックする他に、より社内の株主目線を強化するため、当社グループ役員全員参
加のミーティングにて社員に対してもフィードバックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社林家族	5,600,000	30.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,307,700	7.01
エイチーム従業員持株会	1,173,000	6.29
林 高生	706,000	3.78
牧野 隆広	559,000	3.00
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	278,100	1.49
中内 之公	238,600	1.28
上田八木短資株式会社	213,900	1.15
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	169,800	0.91
楽天証券株式会社	84,700	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉崎 亮介	他の会社の出身者											
加藤 淳也	弁護士											
山田 一雄	公認会計士・税理士											
北川 ひろみ	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉崎 亮介			吉崎亮介氏は、株式会社キカガクの代表取締役会長であります。2020年に同社と当社との間に研修受講に関する取引が存在していましたが、その取引金額は僅少であります。	株式会社キカガクの創業者であり、AI・機械学習を中心とした先端技術の分野において、豊富な知識と幅広い見識を有しています。引き続き、幅広いIT業界への知見を基に、客観的な立場と新しい価値観で組織の構築をはじめ、当社の経営戦略、事業戦略にも忌憚なく意見・助言等いただき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、同氏を社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
加藤 淳也				弁護士の立場から、企業法務分野に関する専門的な幅広い知見を有しており、客観的・独立的な立場として当社の経営における重要事項の決定及び取締役の経営執行の監督に十分な役割を果たしています。引き続き、豊富な専門的見識を基に取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
山田 一雄				これまで当社社外監査役として、公認会計士及び税理士の立場から、財務・経理・税務・内部統制等において経営の監視や適切な助言を行うなど、監査機能を十分に果たしています。引き続き、豊富な専門的見識を基に取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。

北川 ひろみ				弁護士として企業法務分野における豊富な実務経験と専門的な幅広い知見に加え、不正対策の専門家であるCFE(公認不正検査士)を有していることから、経営戦略・事業戦略におけるリスク管理の強化・監督を期待するとともに、客観的・独立的な立場と専門的見識を基に、取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
--------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

監査等委員会は、内部監査室の監査業務に関する具体的な指示、報告その他の情報交換による内部監査室との連携をすることで、内部統制システムの強化・運用を行っているため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任しておりません。
 なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会と協議して選任し、必要な人員を配置します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

対象取締役を対象に、これまで以上に各対象会社の中長期的な業績向上と企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的としております

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬額が1億円以上のものが存在していないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【方針の決定方法】

当社は、2023年10月26日開催の第24回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しました。

また、当社は同日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について付議し、以下のとおり決定しております。

【方針の内容の概要】

1. 報酬の構成及び支給の考え方

取締役の報酬は当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び企業価値向上へのインセンティブとして機能することを目指し、各取締役の担当する役割により異なる報酬構成となっております。

a. 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成しており、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は「基本報酬」のみで構成しております。

b. 「基本報酬」は各取締役の職責に相応しい報酬額を反映し、株主総会において決議された範囲内で報酬額を決定しております。基本報酬は、当該役員の業務遂行全般への対価であることから、取締役選任時に年俸額を決定し、その12分の1の額を毎月支給しております。

c. 「業績連動報酬」は、当社業績を適切に反映した上で、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)による当社株式保有を促進する手段として「BIP信託」を導入しております。BIP信託の支給有無及び支給株式数は、企業価値を反映する指標である「当社グループ連結の当期純利益」の予算達成率に応じて決定しております。業績連動報酬は、当該年度の事業成果への対価であり、事業年度終了後2ヶ月以内に支給有無を判定し、年1回支給しております。

なお、当事業年度における主要な業績指標の状況は、有価証券報告書の「第1 企業の状況 1 主要な経営指標等の推移 (1)連結指標等」をご参照ください。

2. 報酬項目ごとの割合の考え方

業績連動報酬は、基本報酬に対して0～40%程度の割合で変動する制度としております。

3. 報酬水準の考え方

当社の役員報酬水準は、同規模または同業他社の水準を参考にした上で、当社従業員の給与水準との格差を踏まえながら検討しております。

[個人別の報酬決定の考え方]

1. 個人別の報酬額の決定方法

個人別支給額の決定は以下の通り、客観性・透明性ある手続に従った報酬制度設計としております。

- a. 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の個人別支給額は、代表取締役に一任することを取締役会において決議しており、その報酬案に基づき社外取締役及び監査等委員である取締役による諮問を受けたうえで、役員報酬額の総額を取締役会にて最終決定しております。
- b. 社外取締役の個人別支給額は、代表取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を取締役会にて最終決定しております。
- c. 監査等委員である取締役の個人別支給額は、代表取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役にて報酬案の協議を行い、役員報酬額の総額を監査等委員会にて最終決定しております。

2. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬決定の透明性・客観性を高めるために、代表取締役である林高生が、各取締役との定期的な面談を通じて、各取締役の業務遂行状況や各事業の業績進捗を逐一把握したうえで、各取締役の個人別報酬額案を提案し、社外役員による諮問を受けたうえで決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

[社外取締役のサポート体制] 更新

当社は、取締役会については管理部が窓口となり、監査等委員会については内部監査室が窓口となり、会議の内容に関する資料の配布、特に重要な議案については事前の説明及び議事録回付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2023年10月26日開催の定時株主総会において、取締役会の監督機能及び監視体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が承認されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

業務の意思決定・執行及び監査について、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上を図るため以下の体制を採用しております。

1. 取締役会

当社の取締役会は、本有価証券報告書提出日現在、代表取締役1名を含む7名(うち社外取締役4名)で構成されております。当社は、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令で定められた事項及び当社グループ全体に係る経営上重要な事項(株主総会に関する事項、役員に関する事項、決算・株式に関する事項、人事及び組織に関する事項等)の意思決定並びに業務執行状況の監督を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、委員長1名を含む計3名で構成されており、いずれも独立社外取締役です。監査等委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時で監査等委員会を開催することとしており、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査等委員はそれらに従い、取締役の職務執行状況を監査しており、内部監査室と連携し、当社グループ全体の現場の監査を行うこととしております。

3. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、当社取締役、子会社代表取締役、その他議長が認めたる者で構成されております。原則として月2回以上開催し、各社の事業報告、リスクの認識及び対策についての検討並びに業務に関する協議を行い、出席者間のコンセンサスを得る場としており、これらは必要に応じて取締役会に報告する体制となっております。

4. 内部監査

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(2名)が行っております。監査等委員会設置会社移行前の内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門及び被監査子会社に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有、監査結果報告を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告は内部監査室で実施しています。内部統制評価の計画は取締役会において決議し、その計画に基づいて実施しております。評価結果については内部監査室長が取締役会に報告を行っております。なお、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会に対し、同様の内容の評価及び報告をしております。

5. 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。
2023年7月期における当社の監査体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治
指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名
その他 21名

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務実行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能及び監視体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、2023年10月26日開催の第24回定時株主総会の決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制によって、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上が可能と考えており、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知に記載する情報の正確性・内容の充実性を確保しつつ、3週間前発送に努めております。 また、招集通知の記載情報は、当社コーポレートサイト及び東京証券取引所のホームページ等を通じて、情報を開示しております。 今後も国内外の株主様ともに総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、継続的に早期発送及び当社コーポレートサイトでの情報開示に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が7月期末であることから、10月に株主総会を開催しており、総会集中日ではないタイミングで株主総会を開催しております。今後も引き続き多くの株主様が株主総会に出席できるよう日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットによる議決権行使方法を用意し、株主様が議決権を行使しやすい環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2017年より議決権電子行使プラットフォームへ参加しており、機関投資家様の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	2017年より、海外の機関投資家様もスムーズに議決権行使判断ができるよう、招集通知(要約)の英文を提供しております。
その他	2017年より、スマートデバイスで招集通知を閲覧でき、議決権の行使が可能な「スマート招集」も導入し、株主様が議決権を行使しやすい環境を整えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、自社ホームページへの掲載を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、個人投資家様に向けた定期的な説明会の実施を見送っていましたが、ステークホルダーの皆様に向けた積極的な情報開示と対話を推進していくため、2024年7月期においては、中間決算及び年度決算終了後に個人投資家向け説明会を実施予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期及び年度決算終了後にアナリスト・機関投資家の皆様への説明を行っております。 代表取締役社長も必要に応じて同席し、アナリスト・機関投資家の皆様へ説明を行っております。 今後とも引き続き取り組んでまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期及び年度末決算終了後に個別面談の形で取り組んでおります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「株主・投資家情報」のページを設け、決算短信等適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄の社長室に専任担当者を設置し、社長室長がIR責任者として対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの皆様の信頼を得て事業活動を展開していくために、企業の社会的責任を果たし、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	業績を勘案しながら、震災・災害地、医療支援または助けが必要なお子様等への寄付を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会や自社ホームページ等を通じて、ステークホルダーの皆様に対する情報提供を適時行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。この方針は、2008年2月15日に取締役会にて制定し、以降は適宜リスク管理体制について見直しを行っております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社取締役会は、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人が、法令、定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本及び業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
 - 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用状況を含め、当社グループ取締役及び使用人の業務執行について独立した立場から監査を行っております。
 - 当社内部監査室は、当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、業務執行部門からは独立した立場から監査を行っております。
 - 当社は、コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報処理体制として、当社グループ取締役及び使用人を対象とする内部通報窓口を当社管理部、当社内部監査室、外部顧問弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じております。
 - 当社グループにおいてコンプライアンス違反が発生した場合、当社及び違反が認められた当社子会社の取締役が自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、違反者には厳正な処分を行うこととしております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行い、取締役はこれらの情報を必要に応じて閲覧できるものとしております。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a) 当社グループの損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止、危機拡大の防止及び再発防止に努めております。
- b) 当社グループは、「関係会社管理規程」及び「決裁規程」等の社内規程において、当社及び当社子会社自らが事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を構築する責任を負うことを定めるとともに、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について当社へ報告する体制を構築しております。
- c) リスク管理に関する当社グループの各主管部署の活動状況は、必要に応じて当社取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性については、当社内部監査室が監査を行っております。
- d) 当社内部監査室は、リスク防止の観点から、当社グループのリスク管理状況に関する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役、監査等委員会及び取締役会に報告を行っております。
- e) 当社グループは、業務遂行に関する連絡・報告等を目的として、当社グループ役員全員参加のミーティングを毎週1回行い、リスクに関する情報収集、情報共有化及びリスク防止・対応についての意思統一を行っております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、当社では毎月、当社子会社では3ヵ月に1回の頻度で定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社グループは、当社取締役、当社子会社代表取締役その他当社代表取締役社長が認めた者が参加する経営会議を原則毎月2回以上開催し、当社グループ全体の経営効率向上、当社子会社ごとの事業報告及び参加者間のコンセンサス形成を行っております。
- b) 当社取締役会は、3事業年度を期間とする当社グループ全体の中期経営計画を策定し、事業年度ごとの当社グループ全体の経営目標及び予算配分等を定めております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、当社コーポレート部門が当社子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行っております。
- b) 当社は、当社子会社における「関係会社管理規程」及び「決裁規程」等の社内規程を整備し、当社子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定めております。
- c) 当社取締役会は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保を目的として、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社から財務状況等、事業運営及びリスクに関する重要な事項について報告を受けるとともに、当社取締役は、上記 a) 記載の経営会議において、当社子会社の財務状況、事業運営及びリスク等に関する重要な事項について報告を受けております。
- d) 当社内部監査室は業務の適正性に関する当社子会社の監査を行っております。
- e) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を定めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項

- a) 当社監査等委員会は、当社内部監査室による職務補助を受けております。具体的には、監査等委員会規程に基づき、内部監査室による監査業務に関する具体的指示、報告その他の情報交換による当社内部監査室との連携により内部統制システムの強化・運用を行います。なお、当社内部監査室は、当社代表取締役社長直属の組織ではありますが、監査業務に関する当社代表取締役社長からの指示と監査等委員会からの指示が異なる場合及び当社グループ取締役又は使用人の違法・不当な行為が認められる場合は、監査等委員会の指示を優先することとしております。
- b) 当社監査等委員会は、上記 a) に定めるほか、当社取締役会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を定めることができ、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人は当該指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとし、監査等委員会を補助する使用人の異動については当社監査等委員会の承認を事前に得るものとしております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(当社監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a) 上記 b) に基づき当社監査等委員会が職務を補助する使用人を定めた場合、当該使用人は、当社監査等委員会より補助の要請を受けたときは、その要請に関して当社グループ取締役(当社監査等委員である取締役を除く)及び使用人の指揮命令を受けず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従わなければならないとしております。
- b) 当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、あらかじめ当社監査等委員会の同意を必要とし、当社グループ取締役(当社監査等委員である取締役を除く)及び使用人からの独立性が確保できる体制を構築しております。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- a) 当社監査等委員が必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に問題提起できるよう、当社監査等委員は、上記 a) 記載の経営会議に出席し、意見を述べるものとしております。
- b) 当社監査等委員は稟議書その他重要書類が閲覧できる状態にあり、必要に応じて当社グループ取締役及びその使用人に対し、関係書類・資料等の提出を求めることができることとしております。
- c) 当社グループ取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反若しくは不正な行為又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告することとしております。
- d) 当社監査等委員は、当社グループ取締役及び使用人に対し、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を直接求めることができることとしております。
- e) 内部通報窓口担当部署は、当社グループ取締役及び使用人からの内部通報の状況において、定期的に当社監査等委員会に対して報告を行うものとしております。

監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会へ報告を行った当社グループ取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ取締役及び使用人に周知徹底しております。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 当社監査等委員は、当社代表取締役、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した当社グループの内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備及び効率的な監査を実施しております。
- b) 当社監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、当社グループ取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整えております。

反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとっており、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、これらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。

そのため、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、これらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、持続的な成長及び企業価値の向上を最重要課題として認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示及び説明責任を十分果たすべく、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めております。金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断に基づき当社を理解するために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めてまいります。

また、会社の業務上必要な情報の取り扱い及び管理に関する事項について、内部者取引管理規程を制定し、公正かつ適時・適切な情報開示体制を構築しております。

株 主 総 会

選任・解任

選任・解任

取締役会

取締役
(監査等委員を除く)

監査・監督

監査等委員会
取締役 (監査等委員)

連携

会計監査人

選定・解職

報告

連携

指示

会計監査

報告

代表取締役

指示

内部監査室

報告

連携

経営会議

内部監査

報告

報告

報告

報告

指示

相談

コーポレート部門

子会社

助言

顧問弁護士